

外来腫瘍化学療法診療料 に関するお知らせ

当院では、外来化学療法に関する体制を以下のように整えています。

- 当院では、外来化学療法に関わる医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上勤務し、外来化学療法を実施している患者さんから電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制を整備しています。
- 患者さんの急変時等の緊急時には、入院できる体制を確保しています。
- 実施する化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。また当該委員会は、化学療法に携わる各診療科の医師の代表者、業務に携わる看護師、薬剤師及び必要に応じてその他の職種から構成され、少なくとも年1回以上開催しています。



ご不明な点等ございましたら
お近くの職員にお声かけください。

聖隷浜松病院 薬剤部、外来医事課